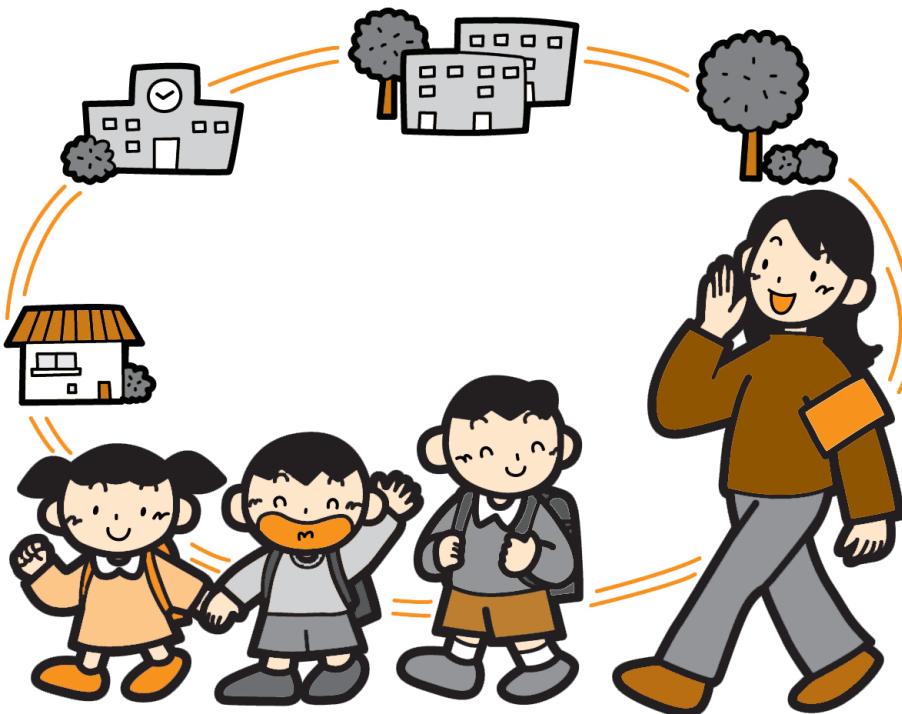


安全安心まちづくり

取組事例集



岩手県環境生活部

県民くらしの安全課

は　じ　め　に

岩手県の刑法犯認知件数は、平成13年の15,125件をピークに、この10年間はおむね減少傾向を維持しており、平成23年中は6,353件と戦後最小を記録しました。

また、治安情勢を見る上での指標となる「犯罪率（人口10万人当たりの刑法犯認知件数）」についても、平成23年は477.7件と、秋田県に次いで低くなっています。

しかしながら、近年子どもに対する声かけ事案が増加傾向にあるほか、高齢者を狙った振り込め詐欺被害が跡を絶たないなど、依然として厳しい状況にあります。

テレビや新聞では、毎日のように犯罪のニュースが流れています。

本県においても、住宅や通学路など、私たちのすぐ身近なところで犯罪は起きています。

警察や学校、自治体も防犯対策を進めていますが、防犯の基本は「セルフディフェンス（自己防衛）」、つまり「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域が守る」という心がけが大切であると考えます。

岩手県では、平成19年に「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」が施行され、これまでにも防犯ボランティアリーダー研修会の開催や地域安全アドバイザーの派遣など、地域での防犯の取組に対する支援を行ってきました。

県内には、数多くの防犯団体が組織され、地域に根付いた防犯活動が行われていますが、この度、先進的に防犯活動に取組まれている団体の活動事例の一部を紹介させていただくこととしました。

この事例集が、皆様の活動の参考となり、犯罪のない安全で安心なまちづくりの一助になれば幸いです。

最後に、本事例集の作成にあたり、ご協力いただきました関係各位に厚く御礼を申し上げます。

平成24年10月

岩手県環境生活部県民くらしの安全課

総括課長 小向正悟

目 次

～取組事例編～

1 紫波地区地域安全推進協議会 （紫波町・矢巾町・盛岡市の一部（旧都南村））	1
2 盛岡盛南地域安全協会（盛岡市）	3
3 境田町防犯パトロール隊（盛岡市）	5
4 花巻地区少年警察ボランティア協会（花巻市）	7
5 リンリンパトロール隊（奥州市）	8
☆ コラム	
○ 作ろう！地域安全マップ	2
○ 青色回転灯車両（青パト）による防犯パトロール	4
○ 8・3運動について	6

～参考資料編～

資料 1 岩手県における刑法犯等の発生状況	9
1 県内刑法犯認知件数・犯罪率の推移	
2 主な窃盗犯罪の認知件数の推移	
3 声かけ事案・性犯罪認知件数の推移	
資料 2 街の防犯力向上のために	12
資料 3 岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	15

取組事例編

紫波地区地域安全推進協議会

～先進的、かつ幅広い防犯活動により、地域の安全に貢献～



設立時期：平成 6 年 8 月

活動区域：紫波町・矢巾町・盛岡市の一
部（旧都南村）

会員数：約 1,500 名

● 主な活動内容

① チビッ子防犯キャラバン隊による防犯広報活動

○ 活動の経緯

同地区では、自転車の盗難事件が多発し問題となっていた。その被疑者、被害者とも中学・高校生等の少年が多くなったことから、将来地域を担っていく子ども達の健全育成と防犯意識の啓発が重要であると認識し、小学校の子ども達が主体となる防犯の取組を行うこととした。

○ 活動内容、成果等

毎年 10 月に開催される「全国地域安全運動」の時期に合わせ、同地区内の全小学校に参加を呼びかけ、各校代表児童が防犯キャラバン隊を結成。小学校の吹奏楽団を先頭に、防犯団体・警察等との合同防犯パレード、防犯広報車に分乗しての車外マイクを使った広報等を行っている。子どもたちの元気で明るい声が響き、安全安心なまちづくりに貢献している。

また、この活動を通じ、世代間・地域間の交流が図られたほか、子ども達の地域に対する愛着心が醸成されている。



② 地域安全マップづくりの推進

○ 活動の経緯

全国各地で、下校途中の女児児童が殺害されるなどの凶悪事件が発生したほか、県内でも児童に対する声かけ事案や不審者情報が増加したことから、子どもの犯罪被害防止能力の向上に有効な防犯教育である地域安全マップづくりの普及を図ることとした。

○ 活動内容、成果等

平成18年から3年間、地域安全マップの考案者である立正大学文学部の小宮信夫教授（犯罪社会学専攻）を講師に招き、地区内小学校での公開授業を実施したほか、大人も参加してのマップ作製セミナーの開催やマップコンクールなどを実施している。

子どもが自ら考えて、危険な場所を予測・回避する能力の向上が期待できるほか、実際に危険個所の環境が改善されるなどの事例も報告されている。



作ろう！地域安全マップ

地域安全マップとは、不審者等の「人」ではなく、犯罪が起こりやすい「場所」（誰もが入りやすく、他の人からは見えにくい場所）に着目した防犯教育であり、実際に街中を点検して危険個所を洗い出し、地図に表したものです。

この地図は、大人から与えられたものではなく、子ども達が自ら街を歩き、仲間と意見を交わしながら作製するものであり、子ども自身の被害防止能力の向上だけでなく、仲間と協力することの大切さやコミュニティへの関心が高まることなど、副次的効果も期待できるものです。

犯罪対策閣僚会議による「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」においても、『危険を予測する能力を高めるとともに、地域の連帯感を強めるため、地域安全マップの更なる普及を図るとともに、適切な作成方法の啓発を推進する。』と示されました。

盛岡盛南地域安全協会

～開発が進む新興地区において、活発な青パト運動を展開～



設立時期：平成 22 年 8 月

活動地区：盛岡市盛南地区（太田、
本宮、向中野地区）

会員数：約 60 名

● 主な活動内容

☆ 青色回転灯装備車両（青パト）による街頭活動

○ 活動の経緯

同地区は、盛岡西バイパスの開通や大型ショッピングセンターが次々と出店するなど、人の出入りや交通量が増加したことに伴い、事件・事故の増加が懸念されたことから、青パト活動を活発に展開することとした。

○ 活動内容、成果等

同協会の細川英一会長は、県内第 1 号の青パト運行者であり、青色回転灯の犯罪抑止効果を深く理解し、積極的に青パトの拡充と運用を図った。

地域からは、青い光が見えるとパトロールをしてもらっているという安心感があり、目に見える活動であるとして高く評価されている。

また、将来にわたり平素からの充実した活動を展開するため、若い世代に参加を呼びかけ、後継者育成にも力を注いでいる。



青色回転灯車両（青パト）による防犯パトロール

一般の車に回転灯を装備することは法令上禁止されていますが、一定の条件を満たす団体には、防犯パトロールとして使用する際に青色回転灯を装備することができます。

青色の回転灯は、犯罪を行おうとする者には抑止力を、そして地域住民には安心感を与えます。

○ 青色回転灯を装備するには

申請は、所轄警察署生活安全課を経由して、警察本部長に対し行います。

申請書類は、証明申請書のほか、自動車検査証の写し、青色回転灯の光度が分かる資料等の添付が必要です。

○ 申請できる団体

- ・ 県、市町村
- ・ 知事、警察本部長、警察署長、市町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体等
- ・ 地域安全活動を目的として設立された公益法人、N P O 法人又は市町村長の認可を受けた地縁団体（自治会等）
- ・ 上記のいずれかから防犯活動の委託を受けた者

○ 申請後の流れ

警察における審査後、「証明書」「標章」「パトロール実施者証」が交付されます。証明書を受領したら、15日以内に自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」と記載を受ける必要があります。

東北運輸局岩手運輸支局又は軽自動車検査協会岩手事務所において、手続きしてください。

○ 注意事項

- ・ 防犯パトロール実施時以外は、回転灯を点灯させることはできません。
- ・ 回転灯を点灯させて行う防犯パトロールは、原則として申請したパトロール活動地域に限られます。
- ・ 警察署で行う「青色防犯パトロール講習」を受講する必要があります。

詳細は、所轄警察署の生活安全課にお問い合わせください。

境田町防犯パトロール隊

～「おはよう」「さようなら」、子どもを見守る地域の目～



設立時期：平成 18 年 3 月

活動地区：盛岡市境田町、

北夕顔瀬町など

会員数：42 名

● 主な活動内容

① 子どもの見守り活動

○ 活動の経緯

全国各地で児童生徒が被害となる凶悪事件が発生したことから、子ども達に目を注ぐ大人が地域の中に必要であると考え、パトロール隊を結成した。

○ 活動内容、成果等

小学校の下校時間帯に合わせ、地区内 5 カ所において、登下校時の見守りを主とした立番活動を実施（学校がある日は毎日実施。曜日毎に班を編成）。

並行して、青パトも同時間帯を中心活動し、地域の防犯力を高めている。

子ども達からは、「おはようございます」「さようなら」という元気な声が聞かれ、地域のネットワークの構築や世代間交流が自然に行われていることが伺える。

活動を実施してからは、多数寄せられていた不審者情報も減少するとともに、学校との連携や協力関係も強化され、見守り活動がより効果的に進展している。



② 防犯自転車パトロール、わんわんパトロール

○ 活動の経緯

隊の活動を広く地域にアピールすることが、地域の防犯力を高めることに繋がると考え、手軽に、そして無理なくできる活動を実施することとした。

○ 活動内容、成果等

隊員の私用自転車に、黄色い「防犯パトロール」のプレートを取り付け、買い物等に出かける際、パトロールを兼ねた活動を展開（平成24年現在28台）。

また、犬を飼っている隊員が、「わんわんパトロール」と記載されたリード標を取り付け、犬の散歩を兼ねたパトロールを実施している（平成24年現在4匹）。

これらの活動を通して、子ども達が親しみを持って大人（隊員）と接するようになり、大人との豊かな関係が構築されているほか、安全で安心なコミュニティづくりの大切さについても理解が深まり、若い現役世代が防犯活動に参加するようになった。



8・3（はち・さん）運動について

～「ついでに防犯」の取組を広げましょう～

8・3運動とは、児童の登下校時間帯である午前8時と午後3時に、散歩や買い物、庭の水やりなどを行うことで、子どもへの目線を多くして、子どもの見守りをするという防犯の取組をいいます。

息の長い防犯活動のポイントは、それぞれが出来ることを、無理なく、楽しく行うことであると言われています。

何かの用事のついでに合わせて行うことから、「ついでに防犯」などとも言われていますが、ここで紹介した防犯自転車パトロールやわんわんパトロールも、「ついでに防犯」の好事例といえるでしょう。

花巻地区少年警察ボランティア協会

～「万引きゼロ」の取組みによる青少年の健全育成～



設立時期：昭和 42 年 7 月

活動区域：花巻市内全域

※ 少年警察ボランティア協会は、
警察本部長が委嘱した「少年補導員」により組織された協会。県内
各警察署単位に組織されている。

会員数：45 名

● 主な活動内容

☆ 「万引きゼロ」に向けた取組

○ 活動の経緯

同地区では、少年による万引きが増加傾向にあったことから、少年の健全育成の一環として、万引きを地区内から撲滅する取組を推進することとした。

○ 活動内容、成果等

週末に多発する傾向があったことから、毎月第 1 金曜日を「万引きゼロの日」に設定。地域毎に班編成して、ショッピングセンター・スーパー・マーケット等を巡回している（平成 21 年 12 月から実施）。

また、「万引きは犯罪である」という意識啓発を目的に、毎年、中学生を対象とした「万引き防止ポスターコンクール」を開催し、優秀作品をポスターにして、市内のショッピングセンター等に配布・掲示している。

地区内の万引きは着実に減少しており、会員は「今後も、被害者も加害者も出さない地域社会づくりのため、継続して取り組みたい。」と決意を新たにしている。



リンリンパトロール隊

～ハンドベルの音色が安全安心の輪を広げています～



設立時期：平成 17 年 6 月

活動地区：奥州市水沢区

常盤地区

会員数：60 名

● 主な活動内容

☆ リンリンパトロール

○ 活動の経緯

従来実施していた防犯パトロールを、より継続性のある効果的な活動とするべく、地区内の安全・安心に関わる団体を始め、子ども会や老人クラブ等も参加した、地域ぐるみによるパトロール隊を結成した。

屋内にいる人にも、パトロールが来ていることを知らせるように音による顯示的な活動を検討し、消防による火災予防活動の鐘の音をヒントに、ハンドベルを鳴らしながら行うリンリンパトロール（音色のほかに、「鈴・リン」と地域の人の「輪・リン」を意味している）を行うこととした。

○ 活動内容、成果等

お年寄りから子どもまで、幅広い年齢層が参加できる「楽しい」パトロールとして地域に定着している（平成 23 年度は 134 回実施、参加者数は延べ 1,924 人）。

聴覚に訴えるこのパトロールは、家の中の人にも「パトロールをしてもらっている」という安心感を与え、さらには、世代間交流や連帯感も深まり、地区全体の防犯力が高まっている。



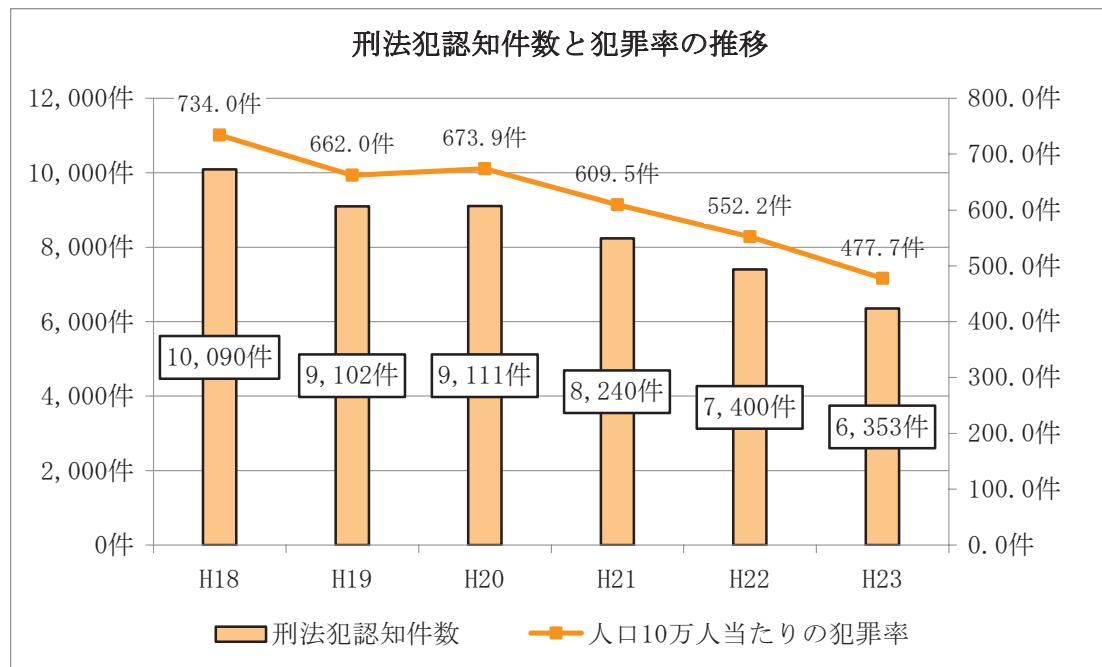
參 考 資 料 編

資料 1

岩手県における刑法犯等の発生状況

1 県内刑法犯認知件数・犯罪率の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
刑法犯認知件数	10,090 件	9,102 件	9,111 件	8,240 件	7,400 件	6,353 件
人口 10 万人当たりの犯罪率	734.0 件	662.0 件	673.9 件	609.5 件	552.2 件	477.7 件

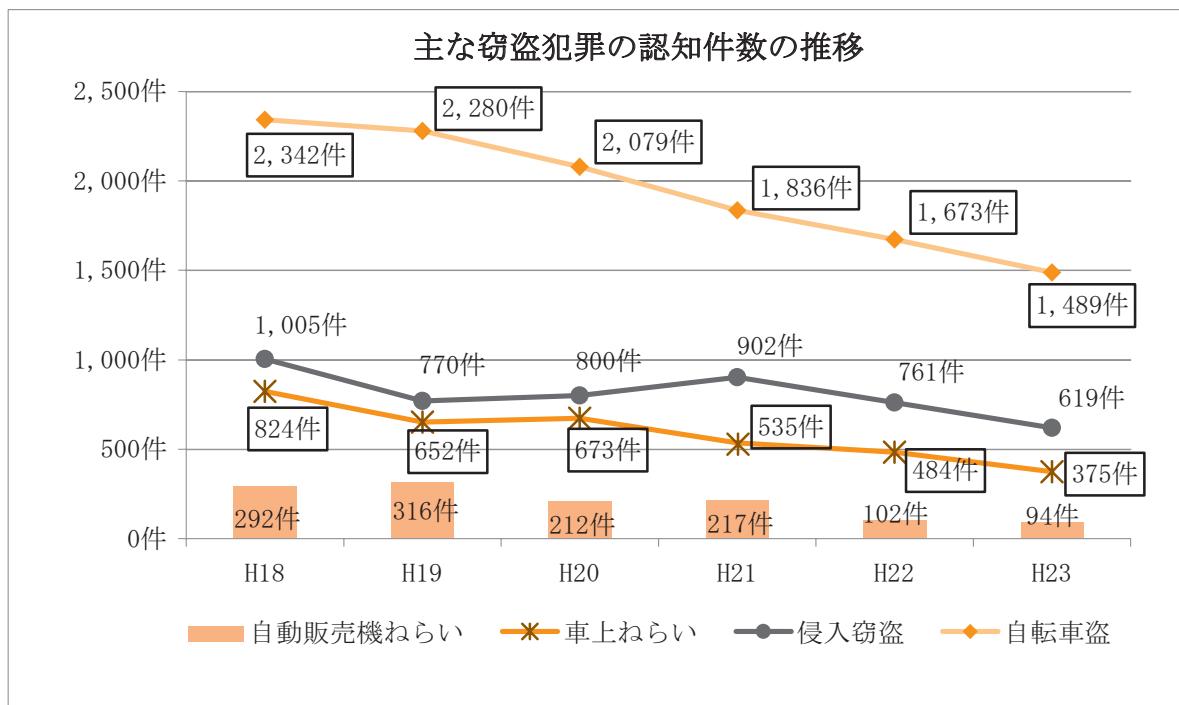


傾向・分析

- 平成 13 年のピーク (15,125 件) 以降、平成 20 年に一時的に微増したものの、ほぼ減少傾向を続け、平成 23 年は最小値を更新した。
- 平成 23 年における人口 10 万人当たりの犯罪率は、477.7 件で全国第 2 位であった。平成 20 年は全国第 3 位であったが、平成 21 年以降 3 年連続で全国第 2 位となっている(平成 23 年の全国第 1 位は秋田県 (407.8 件)、全国第 3 位は山形県 (550.6))。

2 主な窃盗犯罪の認知件数の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
侵入窃盗	1,005 件	770 件	800 件	902 件	761 件	619 件
車上ねらい	824 件	652 件	673 件	535 件	484 件	375 件
自転車盗	2,342 件	2,280 件	2,079 件	1,836 件	1,673 件	1,489 件
自動販売機ねらい	292 件	316 件	212 件	217 件	102 件	94 件

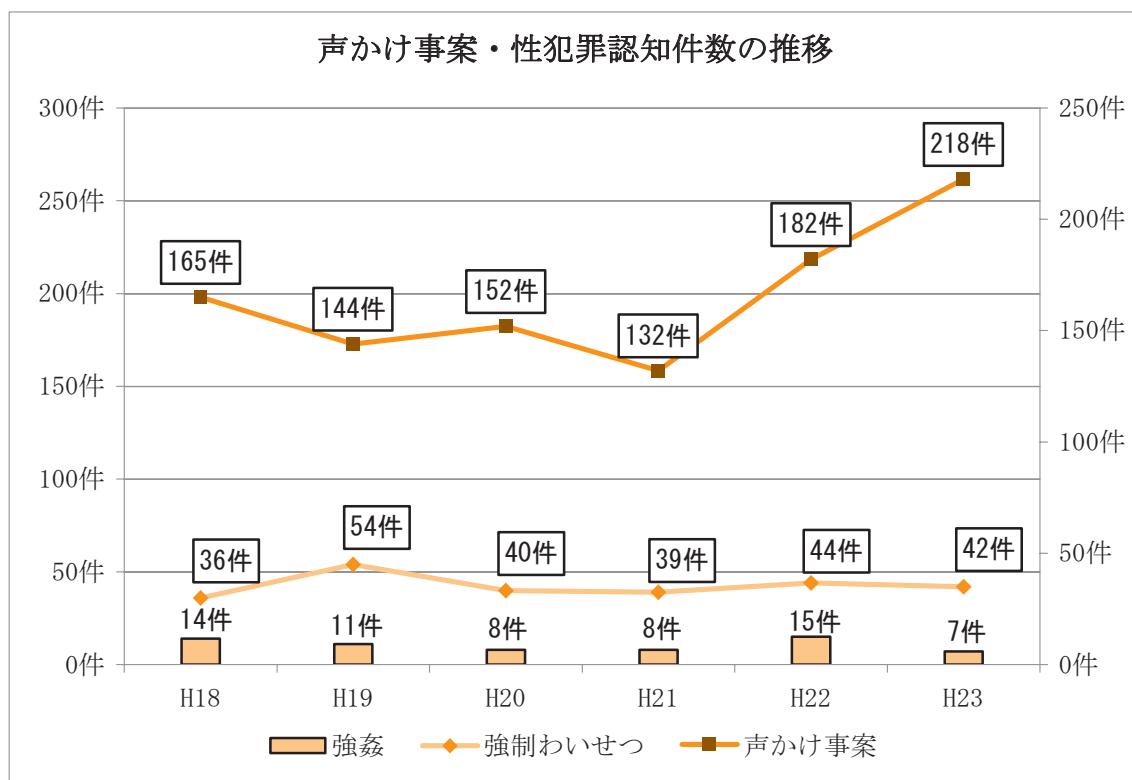


傾向・分析

- どの罪種も減少傾向にある。
- 自転車盗にあっては、被害全体の約7割が無施錠での被害となっており（平成23年時）、施錠が徹底されれば更に減少するものと思われる。

3 声かけ事案・性犯罪認知件数の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
声かけ事案	165 件	144 件	152 件	132 件	182 件	218 件
強姦	14 件	11 件	8 件	8 件	15 件	7 件
強制わいせつ	36 件	54 件	40 件	39 件	44 件	42 件



傾向・分析

- 声かけ事案は、増減を繰り返していたが、平成 22 年、23 年と増加した。

※ 「声かけ事案」とは、子ども（高校生以下）を対象とした、性犯罪や誘拐、連れ去りなどの事件に発展するおそれのある前兆事案をいう。

「お菓子をあげるからこっちにおいて」などの典型的な声かけ以外にも、「後をつける」「カメラで隠し撮りをする」「卑猥な質問をする」などの行為も含まれる。

資料2

街の防犯力向上のために

◇ こんな街が危ない！

建物の1枚の割れた窓ガラスが放置されれば、そこから少しづつ街が荒れ始め、ひいては犯罪者が寄り付きやすくなり犯罪が増加する・・・「割れ窓理論」は、マナー違反や軽微な犯罪であっても、そのままにしていると大きな犯罪を招くおそれがあることを説いています。

こんな街、こんな場所が狙われます！

- 地域における施錠に対する意識が希薄。
～鍵をかけずに外出、就寝する。自動車やバイクは、エンジンキーを差したまま～
- 近所付き合いがない。住民同士が無関心。
- 放置自転車（バイク）がある。ゴミが散乱している。
- 違法駐車が多い。
- 管理が徹底されていない空き地、空き家がある。
- 壁やシャッターなどに落書きがある。
- 街灯・防犯灯の電球が切れたままになっている。
- 防犯や交通安全などの看板、ポスターなどが毀損したまま放置されている。
- 公園内の見通しが悪い。トイレが汚れている。

◇ いまこそ、地域コミュニティ

泥棒などの犯罪者は、人に声をかけられたり、ジロジロ見られることを嫌います。

犯罪から身を守るためにには、私たち一人ひとりの防犯の心がけとともに、犯罪者に「この地域は犯罪がやりにくそうだな」と思わせること、つまり、地域全体の防犯意識が大切であると言われています。お互いに「顔」が見えるコミュニティは、犯罪者をシャットアウトします。

- 積極的にあいさつを交わしましょう。

- 「8・3運動」に取り組みましょう。
- 我が家、我が街の危険個所を点検しましょう。
- 街を明るく、きれいにしましょう。
暗い夜道は危険が一杯。防犯灯を設置したり、沿道の住民と話合をし、門灯を継続点灯してもらうことなども検討してみましょう。
放置自転車や不法投棄のゴミ、壁の落書きなどは、放置することなく、町内会や自治体などと相談して、早めに対処しましょう。

◇ 防犯パトロールが街を守ります！

防犯団体や町内会等による防犯パトロールが、県内各地で行われています。防犯パトロールは、その地域における防犯意識が高いことが伺われ、「犯罪者を寄せ付けない」「住民に安心感を与える」「青少年の非行防止」などのほか、地域住民同士のコミュニティの促進が期待できます。

防犯パトロールの留意点

- パトロールは、犯人の検挙が目的ではありません。必ず複数で実施し、ベストや腕章などを着用して、「見せる防犯」に徹しましょう。
- 積極的にあいさつを交わしましょう。見知らぬ人でも、「ここにちは」「どこかお探しですか」などと声かけをしましょう。
- 不審者や犯罪行為を見つけたら、無理をせず、すぐに警察に通報しましょう。
- プライバシーを守りましょう。
パトロールを通じて知った個人情報等を漏らしてはいけません。
- 夜間のパトロールでは、ライトや夜光反射チョッキ等の資機材を有効活用し、交通事故防止に配意しましょう。

◇ すぐにでも 出来る防犯 家のカギ！

本県は、鍵をかけていない無施錠の状態で侵入盗難の被害に遭う割合が全国平均と比べて高く、改善されていません。

また、自転車盗や車上ねらいも、無施錠での被害率が高くなっています。
泥棒から大切な財産を守るために防犯対策の基本、それは「鍵をかけること」です。防犯の意識を高く持ち、家族全員が鍵かけの習慣を身に付けましょう。

◇ 「地域安全アドバイザー」を活用しましょう。

県では、地域における防犯活動の促進とその活動支援のため、「地域安全アドバイザー」を委嘱し、県内各地に派遣しています（平成24年現在、43名）。

アドバイザーは、「防犯パトロール」、「建物防犯」、「地域安全マップづくり」、「防犯寸劇」、「落書き消し」の5つの分野に分かれており、それぞれ豊富な経験と知識を持つその道のエキスパートです。

目からウロコの防犯にまつわる講話や、見て為になり、参加して楽しい防犯寸劇など、いろいろなご要望に対応できます。

また、土日祝日や夜間等でも対応が可能です（要相談）。

まずは、事務局（岩手県環境生活部県民くらしの安全課 県民生活安全担当電話 019-629-5331）にご相談ください。

- 効果の上がるパトロール方法、豊富な経験に基づく事例等、防犯パトロールの参考になる話を聞きたい。
- 泥棒から家や事業所を守る防犯性能の高い鍵や錠、窓ガラスを教えてほしい。
- 地域安全マップの作り方を、子ども達に指導してほしい。
- 子ども達や高齢者など、年代に応じた分かりやすい防犯寸劇を行いたい。
- 青少年の健全育成の一環として、落書き消しをしたい。

Twitter(ツイッター)による安全安心情報を発信しています！

県では、より多くのみなさんに安全安心に関する情報を発信するため、Twitterのサイトを開設しました。防犯だけでなく、交通安全も含めた安全・安心に関する下記の情報を、タイムリーに発信しています。パソコンのほか、携帯電話やモバイル端末機器からもアクセスができますので、ぜひ防犯活動などの参考にしてください。

- ・ 自主防犯ボランティア活動等に係る情報
- ・ 県や関係機関・団体等の防犯・交通安全イベント情報
- ・ 防犯、交通安全のワンポイントアドバイス

■ http://twitter.com/iwate_anan



QRコード

資料3

岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

(平成19年3月19日岩手県条例第8号)

岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例をここに公布する。

岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

本県においては、これまで人と人が触れ合い、助け合うことにより、顔の見える地域社会が維持されてきた。しかしながら、近年、都市化や国際化、情報化などにより社会経済情勢が大きく変化し、地域の連帯意識や人間関係の希薄化が懸念される中で、全国的に子どもや高齢者等が被害を受ける事件が多発しており、犯罪のない社会を願う県民の意識は高まりつつある。

このような状況に対処するためには、行政、県民及び事業者が、犯罪のない安全で安心なまちづくりにそれぞれ取り組むとともに、相互に連携し、協力して「地域の絆(きずな)」を再生し、自助、共助及び公助による取組を推進することが必要である。

ここに、私たちは、ふるさと岩手を、住む人、訪れる人、誰にとっても、犯罪のない安全で安心な地域社会として将来に引き継いでいくよう、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり(以下「安全で安心なまちづくり」という。)について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民及び事業者(以下「県民等」という。)の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守るという意識及び互いに守り合い、支え合うという意識の下に行われる県民等の自主的な活動を基本としなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を推進するものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、施錠の励行等による日常生活における安全の確保に自ら努めるとともに、安全で安心なまちづくりに関する活動を推進するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動における安全の確保に自ら努めるとともに、安全で安心なまちづくりに関する活動を推進するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第6条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策の推進に当たっては、市町村と緊密な連携を図るものとする。
2 県は、市町村が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力をを行うものとする。

(県民等の自主的な活動の促進)

第7条 県は、県民等が行う安全で安心なまちづくりに関する活動が促進されるよう、広報、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 県は、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して安全で安心なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。
3 県は、安全で安心なまちづくりについての県民等の関心及び理解を深めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり推進期間を設け、第1項に規定する措置を重点的に講ずるものとする。
4 県は、安全で安心なまちづくりに関し、顕著な功績のあった者を表彰するものとする。

(情報の提供)

第8条 県は、市町村及び県民等に対し、安全で安心なまちづくりの推進のため、犯罪の発生状況等に関する情報を速やかに提供するものとする。

(児童等の安全の確保)

第9条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)並びに通学、通園等の用に供されている道路及び児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)が日常的に利用して

- いる公園、広場等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。
- 2 学校等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該学校等において、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 通学路等を管理する者、児童等の保護者、学校等を管理する者及び地域住民は、第1項の指針に基づき、当該通学路等において、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 4 県は、前2項に規定する者に対し、児童等の安全を確保するための取組について、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成19年条例第81号抄〕

（児童等の安全教育の充実）

- 第10条** 県は、学校等、家庭及び地域社会と連携して、児童等が犯罪に遭わないようにするための教育及び児童等が規範意識を持つことができるようにするための教育を充実するよう努めるものとする。

（高齢者等の安全の確保）

- 第11条** 県は、市町村及び県民等と連携して、犯罪による被害を受けるおそれが高い高齢者、女性等の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（犯罪の防止に配慮した道路等及び住宅）

- 第12条** 県は、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）並びに住宅の普及に努めるものとする。
- 2 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路等及び住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。
 - 3 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等の構造、設備等について、犯罪の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 4 住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、第2項の指針に基づき、当該住宅の構造、設備等について、犯罪の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した店舗等）

- 第13条** 深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において営業する店舗（以下「深夜営業店舗」という。）、遊技場、大規模な商業施設及び金融機関の店舗のうち、公安委員会

規則で定めるものにおいて事業を営む者及び当該店舗等を管理する者は、当該店舗等の構造及び設備又は管理運営について、犯罪の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 深夜営業店舗、遊技場、大規模な商業施設又は金融機関の店舗の集積する区域のうち、公安委員会規則で定めるものにおいて事業を営む者により組織される団体は、当該区域における犯罪の防止のために、啓発活動その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、前2項に規定する者及び団体に対し、犯罪の防止のために、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（犯罪の防止に配慮した事業活動等）

- 第14条** 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売を業とする者は、購入者に対し、自動車等に係る盜難被害を防止するため必要な情報を提供するよう努めるものとする。
- 2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、犯罪の防止に配慮した構造を有する自動販売機の設置その他の犯罪の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、さくを設置し、出入口を施錠する等犯罪の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（犯罪被害者等に対する支援）

- 第15条** 県は、犯罪による被害を受けた者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が平穏な生活を営むことができるよう、国及び市町並びに犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携を図り、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県民等は、犯罪被害者等の名譽及び平穏な生活を害するがないよう十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月18日条例第81号抄）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。（平成19年政令第362号で、同19年12月26日から施行）



岩手県安全・安心まちづくりシンボルマーク

セーフティいわて あんあん

なくそう犯罪
ふやそう笑顔
みんな大好き岩手県

岩手県 環境生活部 県民くらしの安全課（県民生活安全担当）

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

電話：019-629-5331 FAX：019-629-5279

メールアドレス：AC0009@pref.iwate.jp